

防災立国の推進に向けた基本方針

令和7年 12月 26日

目次

第一章 我が国を取り巻く環境と防災庁設置の必要性	2
1. 我が国を取り巻く環境	2
2. 防災体制の抜本的強化の必要性	2
3. 防災庁の基本理念と目指すべき姿	3
第二章 防災庁の機能と果たすべき役割	4
1. 防災庁の機能	4
(1) 防災庁の所掌事務・法律の移管	5
(2) 強い司令塔機能を担うための権限・体制	5
2. 防災庁の果たすべき役割	5
(1) 防災に関する基本政策・国家戦略の立案	6
(2) 平時における徹底的な事前防災の推進・加速の司令塔	6
(3) 発災時から復旧・復興までの災害対応の司令塔	6
第三章 組織体制の在り方	7
1. 内部組織	7
2. 防災庁の担う具体的な事務	8
(1) 大規模災害に対する事前防災の推進	8
(2) 円滑かつ迅速な災害緊急事態対処	8
(3) 被災者に寄り添った支援体制の構築	9
(4) 早期の復旧・より良い復興の実現	10
(5) 体系的な人材育成システムの充実・強化	10
(6) 国民の行動変容を促す普及啓発・防災教育	10
(7) 産官学民連携体制の構築	11
(8) 戦略的な防災情報発信	11
(9) デジタル防災技術の徹底活用	12
(10) 防災技術の研究開発・実装、防災産業の発展	12
(11) 国際防災協力の推進	12
3. 地方機関	12
4. 人材確保・育成	13
第四章 設置時期	13

第一章 我が国を取り巻く環境と防災庁設置の必要性

1. 我が国を取り巻く環境

災害大国である我が国では、この 30 年間、阪神・淡路大震災、東日本大震災、平成 26 年御嶽山噴火、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風、令和 6 年能登半島地震を始め、多くの自然災害に直面してきた。

気候変動により、風水害の激甚化・頻発化が懸念されており、今後は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、南海トラフ地震、富士山噴火など、甚大な被害が想定される大規模災害の発生が懸念される状況にある。

特に、発生が切迫している南海トラフ地震では、最大で死者数が約 29.8 万人、災害関連死者数は少なくとも約 2.6~5.2 万人、経済被害は資産等の被害だけでも約 225 兆円など、まさに国難級とも言うべき被害が想定されている。

また、急速な少子高齢化・人口減少の中で、地域コミュニティの弱体化など、社会全体での災害対応力の低下が懸念されるとともに、発災時においては、高齢化を背景に、災害関連死が増加する状況にある。

高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラ・ライフラインの老朽化に加え、首都圏の高い人口密度、地方における医療・看護、福祉・保健、交通・流通等の社会基盤サービスの縮小、さらに、地方自治体の人員不足も、災害への ぜい 脆弱性を高める要因となっている。

複合災害など災害形態の複雑化やインフラ・ライフラインの相互依存の拡大等により、複数の施設管理者など関係者が多様化するとともに、分野や所管を越えた横断的な解決方策が求められる課題が増加しており、発災してから対策を講じていたのでは、迅速かつ的確な対応は困難な状況にある。

一方、近年、AI や IoT、衛星、ドローン等の先端技術が急速に進化しており、防災への活用の可能性も大幅に拡大している。

世界各地で自然災害が激甚化・頻発化しており、防災は今や地球規模の最重要課題の一つとなっている。我が国はこれまで、国連防災機関(UNDRR)、G20、ASEAN、APEC、アジア防災センターなどへの積極的な関与や、第3回国連防災世界会議にて「仙台防災枠組 2015-2030」の採択を主導するなど、国際防災の議論と枠組みづくりをリードするとともに、米国、韓国、インドなどとの二国間協力も推進してきた。

2. 防災体制の抜本的強化の必要性

現在、政府において、防災(災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復

興)に関する基本的な政策の企画・立案・総合調整は、内閣府政策統括官(防災担当)(以下「内閣府防災担当」という。)が担い、また、災害対応時の実動や個々の行政分野における防災対策については、各府省庁が所管に応じて実施することとされている。

内閣府防災担当の業務運営は、発災時には他府省庁や地方自治体等の応援を得てもなお災害対応業務に追われ、その間、事前防災に係る企画・立案・推進に係る業務を中断せざるを得ず、また、被害を未然に防止・軽減するための方策や災害への事前準備を万全に実施する体制が構築できていない状況にある。

これまで、幾度となく直面してきた災害の度に、その都度得られた教訓から、多くの関係者の不断の努力により、防災・減災の取組を進化させてきた。しかし、いまだ災害によって失われる命は多く、また、救われた命が被災後の生活環境や支援が十分でないことによって失われるという痛ましい事例も繰り返されている。

今後、同様の災害が起きたとしても、このような事態を繰り返すことがないよう、これまでに蓄積された知見や経験、そして、デジタル技術を始めとする先端技術を活用し、命と暮らしを守る平時からの備えを加速するとともに、科学的な知見に基づく対策を強化し、被害を減少させる必要がある。

国難級の大規模災害に対しては、従来の制度や前提にとらわれず、被害を劇的に軽減し、国家・社会の機能や経済活動を維持するため、あらゆる方策を平時から考え抜き、人を育て、新たな技術を開発・活用し、それを実践することで、社会全体で立ち向かうことが求められている。

その際、災害対策に関する人的・物的リソースや予算、時間に限りがあることを念頭に、関係府省庁や地方自治体、民間企業、NPO・NGO、大学など産官学民の総力を結集し、常に技術の最先端も見据え、平時からデジタル技術の活用等による事前準備や、その継続的な改善を行うことによって、社会全体で災害対応力を高め、最大限、効果的かつ効率的な対応をとることが必要である。

このような状況の下、人命・人権最優先の「防災立国」を実現するため、これまでの災害対応や復旧・復興で培った知見や経験を踏まえ、政府の防災体制を強化すべく、産官学民のあらゆる力を結集し、事前防災を推進するとともに、平時から発災時、復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔となる「防災庁」を設置することが必要である。

3. 防災庁の基本理念と目指すべき姿

防災庁は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第2条の2の基本理念にのつどり、国民の生命・身体の保護を最優先に、科学的知見や過去の災害から得られた教訓を踏まえ大規模災害への備えを徹底するとともに、自然災害が発生した場合における被害の最小化を図り、国家・社会の機能を維持することにより、適切な被災者支援と早期の

復旧・より良い復興を成し遂げ、安全・安心、持続可能で豊かな社会を実現することを目指す。

その中で、国、地方自治体、民間企業、業界団体、大学・研究機関、地域、NPO・NGO、ボランティア、そして国民一人一人を含む多様な主体が、災害大国に暮らしていることを自覚した上で、総力を結集し、共に考え、共に備え、共に守り、共に未来を築いていく。

こうした取組を行うことは、しなやかで強く、豊かな日本を、次世代を担うこどもたちに手渡すことであり、「皆で共に創る防災立国」を実現する。

第二章 防災庁の機能と果たすべき役割

1. 防災庁の機能

防災政策は、個々の行政分野を担うあらゆる府省庁等に関わるものであるため、内閣としての一定の方針に基づき、各府省庁の専門性・即応性等を最大限にいかしつつ、行政各部の施策を統一的に推進する必要がある。

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模自然災害に備えるため、徹底した事前防災として、我が国の防災政策全体を大局的に把握するとともに、対策の抜けや漏れがないよう、行政機関間の総合調整等を通じて施策の実施を促していくことや、被災地における早期の復旧・より良い復興を実現するため、被災地の「ワンストップ窓口」として機能し、被災地を支援する各主体間のコーディネートを通じた継続的・包括的な被災地伴走支援体制を構築していくことが求められている。

このため、我が国の防災体制の強化に向けた司令塔機能を担う新たな行政組織として、防災に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、防災に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務とする防災庁を設置する。

防災庁は、防災に関する行政各部の施策の統一を図るという積極的かつ能動的な企画・立案・総合調整権限を有するべく、デジタル庁や復興庁と同様に内閣直下に置き、徹底した事前防災、発災時の応急対策から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔として、地方自治体における防災力強化の取組を支援するなど、我が国における災害対応力の強化に必要な予算及び人員を確保の上、内閣府防災担当を発展的に改組した組織とする。

なお、人命救助等の災害初動対応や個々の行政分野における防災対策、自然災害対応との連携を考慮すべき感染症や原子力防災に関する対策については、専門性・即応性等の観点から、防災庁設置後も、所管する各府省庁において実施することを基本と

しつつ、省庁横断的な総合調整が求められる対策については、TEC-FORCE など災害の現場対応を担う各府省庁所管の部隊との地域レベルでの連携を含め、防災庁を中心とし、政府一体となって事前防災や災害対応等に臨む体制の構築を図る。

(1) 防災庁の所掌事務・法律の移管

現行の内閣府設置法(平成 11 年法律第 89 号)第4条第1項、第3項等における防災に関する所掌事務を防災庁に移管することとする。それにあわせて、内閣府防災担当が所管している法令等は防災庁が所管することとする。

防災庁は、我が国の防災全体を大局的に 俯瞰ふかん し、事前防災を推進するとともに、被災地の包括的かつ継続的な支援を実現するため、対策の抜けや漏れがないよう、担当の行政機関に施策の実施を促していく役割を担うことから、各府省庁が講ずる防災のための施策の実施を推進していくこととする。

(2) 強い司令塔機能を担うための権限・体制

防災庁は、国民の生命、身体及び財産に直接的な影響を及ぼす防災に関わる多数の府省庁をリードするための強力な司令塔機能の発揮が必要なため、内閣総理大臣を組織の長とするとともに、内閣総理大臣を助け、防災庁の所掌事務を統括する防災大臣を置くこととする。

府省庁の縦割りによる抜けや漏れ、分断を排除し、各府省庁が個々に実施している事前防災等に係る施策を統一的かつ着実に推進するための強力なリーダーシップを発揮することができるよう、防災大臣は行政各部の統一を図るため、

- ①各省大臣等に対し、必要な資料の提出や説明を求める権限
- ②各省大臣等に対し、勧告する権限(各省大臣等は尊重する義務を負う。)
- ③各省大臣等に対し、勧告に基づいてとった措置について、報告を求める権限
- ④勧告した事項に関し、内閣総理大臣に対し、意見具申できる権限

を有することとし、人命・人権最優先の「防災立国」の実現に向けた取組を主導する。

また、組織の長たる内閣総理大臣や防災大臣を支えるとともに、大規模災害発生時に現地災害対策本部長としての指揮をとるため、副大臣及び大臣政務官を置くこととする。

2. 防災庁の果たすべき役割

防災庁は、我が国の防災全体を 俯瞰ふかん するとともに、産官学民のあらゆる力をつなぎ合わせ、我が国にふさわしい防災の在り方を中長期的に構想するとともに、防災政策推進の司令塔として、社会全体を見渡した広い視野から、各府省庁等の防災対策を推進・加速する役割を果たすため、以下(1)から(3)のとおり、防災に関する基本政策の立案と、平時から発災時、復旧・復興までの一貫した司令塔機能を担う。

(1) 防災に関する基本政策・国家戦略の立案

防災庁は、我が国全体の防災政策を牽引すべく、多様な経験と高度な知見に基づき、我が国の地形や気象条件、社会情勢等に加え、将来にわたって起こり得る環境の変化を踏まえ、これまでの災害に対する中長期的視点を踏まえた定期的かつ十分な検証を実施するとともに、常に最新の技術動向を見据え、大局的な観点から、過去の制約や固定観念にとらわれることなく、あらゆる事態を想定して起こり得る被害を先読みし、防災に関する中長期的かつ総合的な基本政策や国家戦略の企画・立案を行う。

(2) 平時における徹底的な事前防災の推進・加速の司令塔

事前防災の両輪となる「未然の被害防止・軽減対策(予防力強化)」、「発災時から復旧・復興までの円滑な災害対応のための事前準備(災害対応力強化)」の双方を強力に推進するため、防災庁は、平時から、都道府県等と連携し、地域レベルでの具体的なシミュレーションを通じた災害リスク評価によって社会・地域の弱部を明らかにするとともに、必要な対策の企画・立案を行う。

また、各府省庁や地方自治体、民間企業など産官学民のあらゆる関係者の連携をコーディネートした上で、各主体が担う地域レベルでの具体的な取組状況を大局的に把握し、各主体が担う役割の狭間にある課題や分野横断的な課題、対策の抜けや漏れを発見した上で、連携強化や更なる対策の推進に向けた総合調整、勧告等を行うことにより、平時の事前防災を推進・加速する。

さらに、より長期的な観点から、災害リスクの低い安全な場所で住み暮らすことを基本とする国土利用を目指し、その実現に向けて幅広い政策手段の検討を進める。

(3) 発災時から復旧・復興までの災害対応の司令塔

防災庁は、発災時から復旧・復興までの災害対応の司令塔機能を発揮すべく、発災時の初動対応において、内閣官房とも連携し、政府災害対策本部の運営等を担うとともに、デジタル技術等を活用した高度な情報収集による国全体の被害状況の迅速かつ的確な把握、被災自治体への応援体制の構築など、主に被災者支援に係る各府省庁の施策の実施に関する総合調整を行う。

また、被災地の「ワンストップ窓口」として、被災地との緊密なコミュニケーション等による支援ニーズの把握、被災地を支援する各主体間での情報共有やコーディネートを通じた継続的・包括的な被災地伴走支援体制の構築など、早期の復旧・より良い復興を推進する。

さらに、初動対応のみならず生活再建や復旧・復興フェーズにおける対応も含め、中長期的視点も踏まえ、定期的かつ十分に検証を実施し、そこで得られた教訓を次の災害への備えにつなげる。

第三章 組織体制の在り方

防災庁は、平時から発災時、復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔として、これまで内閣府防災担当が担ってきた業務に加え、社会全体を見渡した広い視野から、各府省庁等の防災対策を推進・加速する。

1. 内部組織

第二章2で示した機能を十全に果たすことができるよう、内閣総理大臣を助け防災庁の事務を統括する防災大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官の下に、内部部局として以下の4部門を置き、各部門に属する統括官及び参事官が2. に示す事務を担う。その担務については、災害の発生状況や防災施策の動向を踏まえ、担務を柔軟に調整するものとする。

I. 総合政策部門

防災庁全体の円滑な事務遂行のため、予算・会計、人事、防災情報に関する適時・的確な広報等の官房機能や庁全体の政策の調整、防災技術の研究開発・実装等に関する事務を担う。

II. 災害事態対処部門

発災時の円滑な災害対応の実現に向け、大規模災害への対処や訓練・人材育成等に関する事務を担う。

III. 防災計画部門

事前防災の推進のため、大規模災害に対する災害リスク評価や計画の企画・立案及び対策の推進、復旧・復興に関する基本的な政策に関する事務を担う。

IV. 地域防災部門

地域における防災力の抜本的強化のため、デジタル防災技術を活用し、地方自治体との連携強化を始めとする産官学民の様々な関係者の総力を結集した災害対応及び被災者支援体制の構築や、国民の行動変容をもたらす普及啓発・防災教育などに関する事務を担う。

防災に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画・立案・総合調整に資するため、内閣総理大臣をその長とし、関係大臣や学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどるための機関である中央防災会議において、防災基本計画を作成し、その実施を推進するとともに、各府省庁の相互の調整を行う。

非常災害等に係る災害応急対策を推進するため、内閣総理大臣又は防災大臣を本部長として設置される政府災害対策本部において、災害応急対策の方針を作成するとともに、各府省庁が実施する災害応急対策の総合調整を行う。

2. 防災庁の担う具体的な事務

平時における事前防災の推進、発災時の円滑な災害対応、そして、被災地における復旧・復興まで一貫した取組を一体的に推進すべく、防災庁は以下に示す事務を担う。

(1) 大規模災害に対する事前防災の推進

地震、火山災害、風水害等の大規模災害を想定し、平時から発災時、復旧・復興までを一体的に捉え、災害時に起こり得る事象の因果関係の分析等を通じて、被害想定の精度向上及び高度化を図るとともに、国・都道府県等が連携し、地域レベルでの具体的かつ分野横断的なシミュレーションに基づく災害リスク評価を通じて、大規模災害に対する社会や地域における弱部のあぶり出しを推進する。

その上で、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、南海トラフ地震それぞれの大規模地震に関する特別措置法に基づく基本計画において、国土強靭化施策を推進する内閣官房とも連携しながら、分野横断的に実施すべき対策や優先的に行うべき対策を抽出し、全体を俯瞰^{ふかん}した総合的・戦略的な計画の企画・立案を推進する。

計画の実施に際し、ロードマップの作成や対策スキームの検討を推進するとともに、計画のフォローアップを定期的に行い、防災施策の進捗状況や対策の抜けや漏れの把握、対策の効果等の定期的なモニタリング、それらの計画へのフィードバックなど、計画の不断の見直し及び改善を図るとともに、地方自治体等における取組に対して情報提供や助言を行うなど必要な支援を行う。

これまでの災害の課題や教訓を整理・集約・蓄積するとともに、過去の災害を踏まえた課題や原因の評価・検証等を行い、次の災害への対策、中長期的な将来への備えにつなげるための調査・分析の取組を推進する。

大規模災害発生時においても、社会・経済の機能が致命的な障害を受けずに維持されるよう、国や地方自治体、民間企業を含む社会全体としての事業継続体制の構築や産業間の分野横断的な事業継続を可能とするための取組を推進するほか、官民連携による災害対応実現に向けて、地方自治体と民間企業との協定締結の促進など、民間企業の地域防災への参画を促す取組を推進する。

(2) 円滑かつ迅速な災害緊急事態対処

発災時の初動対応を円滑かつ迅速に行うため、各種緊急事態の初動対応全般を東ねる内閣官房と連携して、政府災害対策本部や現地対策本部の設置・運営等に係る各府省庁の施策の実施に関する総合調整に当たるとともに、円滑な災害対応に向けた具体的な活動計画策定、関係機関間の事前調整や訓練、災害対策本部設置等の初動体制構築に必要な活動拠点の確保や拠点間の連携、緊急参集のために必要な宿舎の確保、災害に強い通信基盤等の導入による安定した通信環境の確保などを行う。

災害対応の更なる高度化に向け、人工衛星、ドローン等によるマルチモーダルな観測データ等を用いて迅速な被害の全体像の把握を目指す取組や災害規模や被災自治体の対応力に応じた首長の意思決定支援や災害対策本部運営等の対応手順の標準化(日本版 NIMS (National Incident Management System) / ICS (Incident Command System))の検討など、被災自治体への円滑な応援体制構築のための事前調整や訓練を推進する。

災害時における船舶を活用した医療提供について、使用する船舶及び医療従事者の確保、資器材等の分散備蓄、訓練の実施等の体制整備を進めるとともに、関係者間の連携・協力の下、被災地のニーズに応じた対応を実施する。

(3) 被災者に寄り添った支援体制の構築

「場所(避難所)」から「人(避難者等)」への支援の考え方の転換を踏まえ、良好な避難生活環境の実現を目指し、福祉的支援の充実、避難所・食事支援の改善など被災地のニーズを踏まえた「モレ・ムラ」のない被災者支援体制の構築を推進する。

女性、高齢者、こども、障害者、外国人等の多様性の視点や在宅避難、食と栄養等の様々な視点を取り入れた支援について各府省庁と連携して充実を図るとともに、避難所運営等に係る業務の標準化に向けたマニュアルの作成・充実や、それに伴う訓練実施の支援を行うなど、スフィア基準(「人道憲章と人道支援における最低基準」)等を踏まえた避難生活環境の抜本的な改善に向けた取組を推進する。

また、平時から要支援者の把握を含む被災者台帳の作成準備や情報集約に向けた共通様式の定着等を始めとする災害ケースマネジメントの体制構築を図るとともに、関係省庁・団体等と連携し、DMAT や DHEAT、DWAT 等の保健医療福祉活動チーム間の連携及び情報収集体制の強化に加え、施設等の強靭化、BCP の充実等、災害時を見据えた保健・医療・福祉関連施策の実現に向けた検討を推進することで、更なる被災者支援体制の充実を図る。

災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)適用等に係る事務や被災者生活再建支援制度の運用、住家の被害認定に関する事務など、被災者目線での生活再建の取組を推進する。あわせて、被災者の生活再建における中長期的な課題に対する方策についても検討する。

プッシュ型支援を始め、被災地への迅速かつ適切な物資調達・輸送等の必要な支援ができるよう、新物資システム(B-PLo)の活用や災害支援物資等の標準化に向けた検討、被災地支援のための国の備蓄物資拠点の整備、地方自治体における備蓄状況の調査等を通じて、民間企業等のリソースやプロフェッショナルの力を発災時にも最大限にいかした物資支援体制の構築を推進する。

自然災害における災害救助に係る対応も参考にしつつ、内閣官房と連携して、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に基づく避難住民等に対する救援を適切に実施できるよう、救援に係る制度の運用や訓練の実施等を担う。

自然災害と感染症危機や原子力災害が重なった場合の避難誘導や被災者支援等を念頭に、平時から自然災害に関する事前防災・災害対応のノウハウ等を内閣感染症危機管理統括庁や内閣府政策統括官(原子力防災担当)と積極的に共有し、訓練等を通じて、対応に万全を期する。

(4) 早期の復旧・より良い復興の実現

早期の復旧・より良い復興に向け、被災地の復旧・復興に関する施策を総括する。東日本大震災を始めとするこれまでの災害における知見と経験を最大限にいかし、被災自治体との一元的なワンストップ窓口として、各府省庁とも連携して被災地のニーズを一元的に把握するとともに、各種復旧・復興事業の進捗把握や対策の促進、分野横断的対応に係る総合調整など、被災地への継続的かつ包括的な支援を推進する。

被災者の日常生活を一日でも早く取り戻すことができるよう、激甚災害制度の運用を担うとともに、被災地の早期の復旧・より良い復興の実現に向け、内閣総理大臣又は防災大臣を本部長とし、各府省庁で構成される復旧・復興に係る本部の設置及び運営を行う。

また、将来に向けたより良い復興の実現を目指し、国、地域のそれぞれのレベルにおいて、事前復興の概念を踏まえ、大規模災害時の新たな地域像の構築やより安全なまちづくりを含む復興に関する対応方針作成に向けた検討を進める。

(5) 体系的な人材育成システムの充実・強化

これまで蓄積された災害対応の経験や教訓をいかし、産官学民の関係者が災害の種別を問わず、共通した行動原則により、災害規模に応じて柔軟に体制を構築して災害対応に当たることができるよう、関係機関の連携による実践的な訓練等を推進する。

また、防災に関する幅広い経験や専門知識を有し、多様な関係者間のコーディネート力を有する防災庁職員を始め、地方自治体職員や民間人材など体系的な防災人材の育成システムの充実・強化を図る。

(6) 国民の行動変容を促す普及啓発・防災教育

国民一人一人が災害を我が事として捉え、発災時の適切な行動によって自らの命を自ら守り抜くことができるよう、防災に関する国民の行動変容を促すべく、防災に関する普及啓発・防災教育を推進する。

また、総合的・戦略的なコミュニケーションデザインを検討するとともに、幼児期から実践的な防災教育を展開するなど、社会全体として「自ら助かる」行動の定着を図る。

地区防災計画の策定、学校や地域の連携によるコミュニティ防災教育の推進など地域コミュニティレベルでの相互支援を促す取組を推進し、「共に助かる」行動の定着を図るとともに、これまでの災害の課題や教訓を記録・整理し、それらの伝承等を行うことで、次の災害に備え、後世に引き継いでいく。

(7) 産官学民連携体制の構築

各府省庁が連携して行う先進的・分野横断的な事前防災強化のための取組等の支援や産官学民のあらゆる関係者それぞれにおける災害対応力強化を支援するとともに、相互の緊密なコミュニケーションを通じ、総力を結集した災害対応及び被災者支援体制の構築による災害対応の実現に向けた連携体制の構築など、防災に関する分野横断的な政策の総合調整等を行う。

また、地域の実情に精通し、住民に近い立場にあり、発災時には被害情報収集や被災者支援等を担う市町村や、市町村を包括する都道府県における災害対応体制を強化するため、国・都道府県・市町村間の役割分担の明確化や、市町村への応援体制の充実・強化、消防団、防災士など地域防災の担い手を含む産官学民のあらゆる関係者同士の顔の見える関係の構築・連携を平時から推進する。

都道府県等とのカウンターパートとなる職員を通じて、地方自治体との連携体制を強化し、発災時の連絡・応援体制を強化するとともに、避難生活環境改善に向けた資機材整備や訓練の実施など地域における事前防災の取組を推進する。

被災地のニーズを踏まえた「モレ・ムラ」のない被災者・被災地支援の実現を目指し、被災地支援に関わるNPO・NGO やボランティア等との連携を推進する。

具体的には、被災者支援の担い手となる組織・人材や支援者間のコーディネートに関わる人材の育成・登録・データベース化、地域のボランティア人材の体系的な育成や災害中間支援機能の充実等を通じ、NPO・NGO やボランティアとの連携による災害対応実施体制の構築を推進する。

(8) 戦略的な防災情報発信

平時において、個々人の属性や置かれた状況に応じて防災に関する行動変容を促す情報を発信するための防災コミュニケーションに関する基盤技術の構築等を推進する。

災害発生時においては、国民一人一人が命を守る行動を取ることができるよう、平時から地域レベルでの報道機関を含むメディアとの連携等により、国内外に向けて正確な被害情報や支援情報を適時・的確かつ戦略的に発信するなど、国民に対する効果的か

つ戦略的な防災情報の発信を行う。

(9) デジタル防災技術の徹底活用

災害対応リソースが限られる中、災害対応の高度化・効率化に向け、デジタル防災技術を活用できる基盤と環境の整備等を推進する。

国や地方自治体等の災害対応機関の間で災害情報を迅速に集約、共有するための新総合防災情報システム(SOBO-WEB)を中心とした「防災デジタルプラットフォーム」の強化・利活用を推進する。

また、過去の災害対応の課題や原因を分析し、対策への反映を目指し、発災直後から災害対応をリアルタイムにデジタルで記録・蓄積するための環境整備や、ISUT(災害時情報集約支援チーム)の強化を含めた災害対応に精通したデジタル人材の育成・派遣を推進する。

(10) 防災技術の研究開発・実装、防災産業の発展

防災への先端科学技術の徹底的な活用に向け、被害想定の高度化やAIの利用、発災時の救助・対応ロボットの開発、発災時の行動変容を促す防災コミュニケーション方策の研究など防災対策推進のための技術のニーズ・シーズを把握し、各府省庁等や民間企業、大学等の研究機関等の各実施主体による防災技術の研究開発状況の把握と促進、分野横断的な防災技術の研究開発に係る関係機関間のコーディネート等を通じて、産官学民連携による防災技術の研究開発・社会実装等を推進する。

また、防災技術や知見、災害の経験・課題・教訓については、産官学民の連携を通じ、実用化及び事業化を図り、防災産業の発展へとつなげるとともに、介護やインフラ保守、教育、防犯など、防災以外の幅広い分野にも応用し、国民生活の質の向上や経済成長を後押しする。

(11) 国際防災協力の推進

防災に係る国際会議等への出席や開催、関係国・機関との関係構築等を通じて、我が国における災害の経験・課題・教訓や防災技術、知見・ノウハウの国際展開に取り組むなど、引き続き、国際防災の議論と枠組みづくりをリードし、国際社会との連携を深めていくとともに、アジア太平洋地域等からニーズの高い防災関連企業・防災技術の海外展開に向けた取組等を行う。

3. 地方機関

当面、発生が切迫している「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」及び「南海トラフ地震」に対し、地域における災害リスク評価や対策の検討・実行支援、地域レベルでの産

官学民の関係者の連携体制構築など事前防災の推進によって地域の防災力向上に関する支援体制を強化するとともに、大規模災害発生時における政府の災害対応の業務継続性や迅速な被災地支援体制の構築等の観点から、防災庁の地方機関の設置に向けた具体的な検討を行う。

まずは、防災庁本庁の設置を先行しつつ、地方機関が担うべき機能やその適地についても並行して検討を進める。

4. 人材確保・育成

防災庁は、平時の事前防災を推進するとともに、発災時には災害の規模、復旧・復興の進捗など状況の変化に的確に対応していく必要があることから、機動的かつ柔軟な対応をすることができるような組織体制を目指し、官民の様々な関係機関から幅広く人員を募り、必要な体制を構築する。

防災を担当する国の行政組織として、過去の災害対応における経験や教訓を着実に蓄積し、未来の防災政策にいかすべく、各府省庁との人材交流を積極的に行うとともに、防災庁の事務系及び技術系の職員の採用・育成を行う。

産官学民の多様な防災関係者が相互に連携して災害対応に参画し、各種の災害対策を最大限効果的かつ効率的に推進するための体制を構築すべく、関係機関との人材交流を積極的に実施するとともに、中途採用を含め、外部人材の業務参画・登用を積極的に行う。

防災に関する幅広い経験・知識に基づき、大局的な観点から防災全体を捉え、多様な関係者間の高度なコーディネート力を有する防災人材等を育成すべく、防災庁職員に加え、地方自治体職員や民間人材も対象とした研修等を行い、体系的な防災人材育成を推進するための「防災大学校(仮称)」の設置の検討など教育・訓練機能の充実を図る。

働き方に関して、防災に携わる職員が誇りとやりがいを持って前向きに業務に取り組み、中長期的かつ継続的に力を発揮できるよう、働き方に配慮した執務環境や生活環境の確保など、必要な人材確保に向けた処遇改善に関する検討を進める。

第四章 設置時期

防災庁の設置に当たっては、次期通常国会において関連法案を提出し、法案成立の後、防災庁の業務遂行に必要となる所要の準備を行った上で、令和8年中の設置を目指す。

【参考】防災庁に移管する法令(主管のもの)

- 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)
- 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和 33 年法律第 72 号)
- 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)
- 激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)
- 活動火山対策特別措置法(昭和 48 年法律第 61 号)
- 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)
- 大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号)
- 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和 55 年法律第 63 号)
- 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 7 年法律第 16 号)
- 地震防災対策特別措置法(平成 7 年法律第 111 号)
- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成 8 年法律第 85 号)
- 被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)
- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 14 年法律第 92 号)
- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 16 年法律第 27 号)
- 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号)
- 津波対策の推進に関する法律(平成 23 年法律第 77 号)
- 大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号)
- 首都直下地震対策特別措置法(平成 25 年法律第 88 号)
- 自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律(令和 3 年法律第 64 号)